

## 目次

- 1 学則変更（収容定員変更）の内容 . . . p. 1
- 2 学則変更（収容定員変更）の必要性 . . . p. 1
- 3 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容 . . . p. 2

## 学則の変更の趣旨等を記載した書類

### 1 変更（収容定員変更）の内容

神戸女子大学は、平成 31 年度から、看護学部看護学科の入学定員及び収容定員を次のとおり変更する。

学部・学科	現行		変更後		増 減	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
看護学部・看護学科	80 名	320 名	90 名	360 名	+10 名	+40 名

### 2 学則変更（収容定員変更）の必要性

神戸女子大学は、先に設置している神戸女子短期大学との役割分担の下、学校法人行吉学園の建学の精神「本学園の教育は、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする有為な女性を育成するにある。そのためには、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっぴ、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成に力をつくす。」を実現していくため昭和 41 年に設置したところで、現在では、大学で 4 学部 10 学科、収容定員 3,440 名、大学院 3 研究科 7 専攻収容定員 104 名の学生を擁する女子総合大学に発展してきた。

この様な状況下にあつて、建学の精神の更なる展開を目指し、女性の可能性を拓く豊かな教養と深遠な知の獲得により、様々なコミュニティにおいて自らの役割を果たす判断力と実践力を身につけ、地域や社会の保健医療福祉の場において活動できる看護の専門職を育成していくため平成 27 年 4 月に看護学部を開設したところである。

看護学部は、完成年度を迎えておらず、卒業生を輩出していないという現状にはあるものの、開設後 3 年間の志願者数や志願倍率を見てみると、入学定員 80 名に対し、平成 27 年度 1,053 名 13.2 倍、28 年度 1,216 名 15.2 倍、平成 29 年度 2,212 名 27.7 倍と非常に高い競争率で本大学で最も高い志願倍率を示しており、開設時の入学希望者調査のアンケート結果でも「入学を検討する」と「入学を希望する」を合計すると入学定員 80 名に対して 901 名、「入学を希望する」と回答した者だけでも 125 名いたことから今後とも同じような傾向が続くものと予測できる場所である。平成 30 年度から再び始まる 18 歳人口の減少や大規模大学の定員増など大学運営にとって大変厳しい環境化の中にあつても、将来的にも安定した志願者確保が見込まれる場所であり、さらに、平成 31 年度に博士前期課程と博士後期課程を併設した大学院を開設する予定であり、これが志願者確保等にとって相乗効果と成り得るものと考えている。

また、将来的な看護職員の需給等を見てみると、厚生労働省をはじめとする様々な機関で調査、検討が行われており、その中で、地域医療構想等の推進により、地域で活躍

できる看護師や保健師の需要が高まるものと見込まれており、平成 28 年 3 月に厚生労働省が開催した「看護職員需給分科会」の資料「2025 年に向けた看護職員の推計と確保策」によると看護職員の供給が需要に追いつかず 2025（平成 37）年で約 3 万人～約 13 万人の需給ギャップが見込まれている。

以上のような本学看護学部の現状や社会的背景の下、神戸市の中心地 JR 三ノ宮駅からのアクセスに優れているという利便性、また、県立こども病院や神戸市立医療センター中央市民病院等が集積するなど高度先端医療の拠点として様々なプロジェクトが推進されている神戸ポートアイランドに位置するという本学看護学部の立地条件をも考慮して入学定員及び収容定員を増員するものである。

### 3 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

#### (1) 教育課程の変更

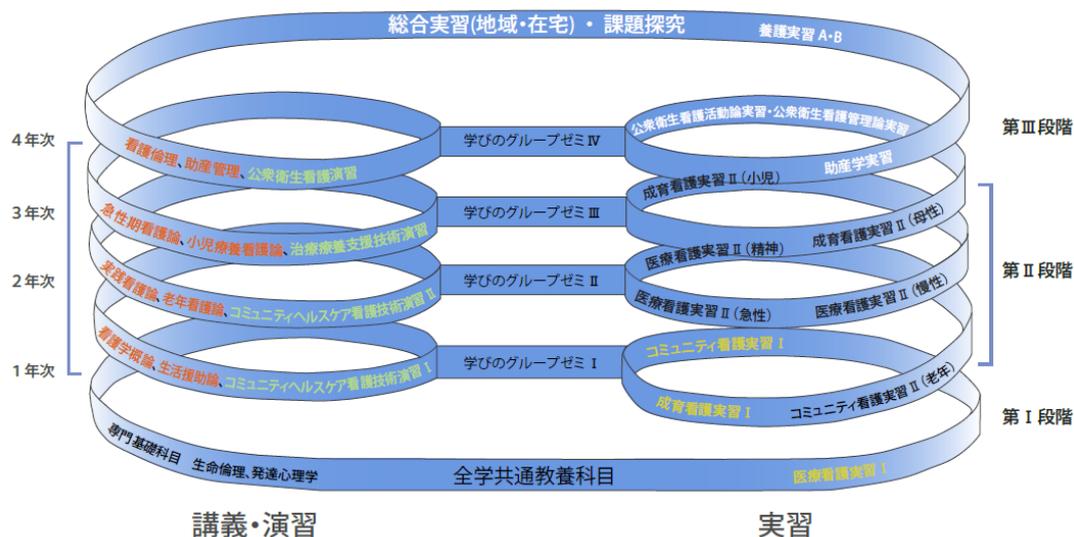
この度の看護学部の入学定員及び収容定員の増に伴う教育課程の変更は行わない。看護学部は前述したとおり開設から 3 か年しか経過していないこともあり、教育課程も軌道にのり教職員はもとより学生間にも定着してきたところである。

編成している教育課程は、全学共通教養科目、専門科目に区分し、それぞれに必要な科目を配置しており、更には、本学部の養成する人材像及び教育目標に掲げた「コミュニティを育む力」「対話による表現力」「看護の実践力」を身に付けるためにコミュニティ・オブ・プラクティスの考えを基にした科目である「学びのグループゼミ」を配置している。「学びのグループゼミ」は、1 年次生から 4 年次生で構成し 4 年間を通して学内で学ぶ講義・演習と学外で学ぶ実習を繋ぎ、実践の学としての看護学を統合していけるような総合看護科目である。コミュニティ・オブ・プラクティスとは、あるテーマに関する関心や問題、熱意などを共有し、その分野の知識や技術を持続的な相互交流を通じて深めていく集団のことであり、課程や学年を越えた様々な学習プロセスや実践能力のある学生間で、学びのコミュニティを形成し、看護学と看護実践を相互に学びあい教えあう教育方法としている。

この「学びのグループゼミ」を取り入れていること等から入学定員及び収容定員が増員になったとしても教育の質を低下させるとは考えられないところである。

更に、学外実習科目においても 1 グループが 5 人から 6 人のグループとしており、その人数は、1 グループで 1 名増程度であるため、実習の教育の質は、従前どおりである。また、講義科目、演習科目においては、80 名を 1 クラスと見なして実施していることから 10 名増により約 1 割の人数増となるが、教育効果を妨げる人数ではなく、教育の質を低下させることなく、十分対応可能である。

なお、教養科目等の全学共通教養科目が他学部等に影響を与える授業科目等はない。



## (2) 教育方法及び履修指導方法の変更

現在、カリキュラムは、全学共通教養科目と専門科目（5分野）で編成しており、専門科目の統合看護科目を除いて、年次を跨ることなく1年次毎の授業単位としていることから入学定員増に伴い授業単位を分割するなどの教育方法及び履修指導方法の変更は行わない。

なお、専門科目の統合看護科目については、1年次生から4年次生で構成する「学びのグループゼミ（40名（各年次10名）の8グループ）」を編成して、講義・演習と実習の学びを繋ぎ、実践の学としての看護学の学習の促進等を深めていく教育を展開しているが、これについても、入学定員増に伴い各年次の人数10名が11名～12名に増員となるが1割程度の増員であり、変更前と比較しても同等の内容が担保されていることから教育方法及び履修指導方法の変更を行うことなく、現状どおりで対応可能である。更に、隣地実習の実習施設及び実習方法についても、次の考えに基づき、現体制で継続実施していけるものと考えている。

実習施設については、平成27年の開設時に領域ごとに専門病院等60施設を確保し、現在、領域等ごとに支障なく実施している。各領域等とも少なくとも93名の実習生は受け入れられることから入学定員増の場合であっても現実習施設での実習が可能であり、教育方法等についても、現在、1グループ5～6名単位で編成するグループに指導教員を配置することで円滑に実施出来ていることから、入学定員増後でも前記と同様に、現グループ体制等で支障なく実施することが可能である。更に、指導教員についても、助教及び助手が主体となり各実習施設の指導担当者との事前調整等に基づく明確な役割分担の下、実効ある教育効果が挙がるよう実施していることから、今後とも、

現体制で支障なく実施することが可能である。

### (3) 教員組織の変更

看護学部の教員体制は、平成 30 年 4 月 1 日現在、教授 11 名（内看護師有資格者 9 名）、准教授 3 名（内看護師有資格者 3 名）、講師 8 名（内看護師有資格者 8 名）、助教 9 名（内看護師有資格者 9 名）、助手 6 名（内看護師有資格者 6 名）の計 37 名（内看護師有資格者 35 名）の専任教員で、看護病態学及び公衆衛生学の教員を除き、豊富な臨床経験をもつ看護師の有資格者で構成しており、入学定員及び収容定員の増に伴う教員体制の変更は行わない。なお、現行の教員体制において、大学設置基準に定める教員の配置基準 12 名に対して平成 30 年 4 月 1 日現在では、31 名の教員を配置し 2.5 倍以上としていること等から入学定員及び収容定員が増員になったとしても現教員組織で十分対応可能であると考えている。

更に、現状の 31 名の教員数から 1 名増員する計画である。このため、看護学部設置認可時（収容定員 320 名）に教員数 28 名で認可されてからは、4 名の教員が増加することとなる。従って、収容定員 360 名に対応する教員数が 32 名となることで、教員 1 名当りの学生数は、設置認可時の 11.43 名から 11.25 名となり、教員 1 名当たりの学生数は、より少ない状況となることから、決して教育の質を低下させることはなく、教員組織としては、十分対応可能と考えている。

### (4) 大学全体の施設・設備の変更

ア 看護学部を設置したポートアイランドキャンパスの校地は、健康福祉学部及び神戸女子短期大学と共用しているものの、その面積は 24,524.84 m<sup>2</sup>となっており、大学設置基準、短期大学設置基準に定める収容定員に対する必要面積 16,400 m<sup>2</sup>（10 m<sup>2</sup>/人×1,640 人）の約 1.5 倍となっていることから、看護学部の入学定員及び収容定員の増に伴う校地の増設は行わない。

イ 看護学部の校舎等施設は、開設時に鉄筋コンクリート造 5 階建、床面積約 7,500 m<sup>2</sup>の新校舎を建設し、講義室、実習室、演習室、情報処理室、コモンスペースなど余裕をもって配置しており、また、大学設置基準に定める収容定員 360 名に対する必要面積 4759.6 m<sup>2</sup>の 1.5 倍以上となっていることで、入学定員 80 名では、看護学部専用の講義室（6 室）の 1 室当りの収容定員は最小でも 96 名であり、実験実習室、演習室等も余裕を持った広さを設定しており、入学定員が 10 名増の 90 名となったとしても全く問題ない施設となっている。また、設備面においても「看護師養成所の運営に関するガイドラインについて（平成 27 年 3 月 31 日付厚生労働省医政局長通知）」で定められている以上に整備していることから、看護学部の入学定員及び収容定員の増に伴う施設及び設備の増設等は行わなくとも、十分対応可能である。